

第 2 9 9 回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

日時：令和 8 年 6 月 22 日（月）14 時 50 分～15 時 08 分

方法：Web会議

○司会 それでは、ただいまから、郵政民営化委員会、山内委員長によります記者会見を行います。

今回もオンライン形式の会見とさせていただきます。

恐縮でございますが、マイクは基本的にはミュートにいただき、御発言の際にミュートを解除していただくということでよろしくお願いいたします。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会見の進め方ですが、冒頭、山内委員長から御発言をいただき、その後、質疑応答とさせていただきます。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○山内委員長 郵政民営化委員会委員長の山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の郵政民営化委員会の概要についての御説明を申し上げます。

資料についてはお配りしたとおりであります。

本日の議題ですけれども、本日は、事務局から「郵政民営化法等の一部を改正する法律」について、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の進め方」について御説明がありました。議事の内容は配布資料を御確認いただければと思います。

まず、郵政民営化法等の一部を改正する法律が 6 月 19 日に成立したことについて御報告を受けました。次に、郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証については、今年 1 月から有識者インタビュー、自治体へのアンケート等を実施してきたところでございますが、今後、検証を本格化することになります。

今後は、郵政民営化の進捗の検証と併せて、改正法において当委員会が検証を求められた事項でありますところの 1 つ目、日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の全部を売却した場合におけるユニバーサルサービスの確保策であります。2 つ目、いわゆる上乗せ規制がゆうちょ銀行・かんぽ生命と他の金融機関との間の競争関係及びゆうちょ銀行・かんぽ生命の経営に及ぼす影響についての検証も行うということでもあります。

それから、これに加えまして、総務省から要請を受けました事項がございます。日本郵政グループの組織の在り方、郵便局ネットワーク維持に要する費用負担の在り方についても検証を行うことになります。

それから、意見の取りまとめに向けて日本郵政グループあるいは関係諸団体のヒアリング、意見募集、パブリックコメントなどを行いながら調査審議を進めていくことを委員の間で確認したところであります。

このうち、郵政民営化に関する意見募集（パブリックコメント）については、6月24日水曜日から7月23日木曜日までの間、意見を募集することといたします。その結果は、次回以降の委員会で事務局から報告を受ける予定になっております。詳細につきましては、電子政府の総合窓口、郵政民営化委員会のホームページ及び内閣官房ホームページに、明日6月23日火曜日から掲載することとなっております。

次回の委員会の開催については未定であります。

私からの説明は以上になります。

○司会 委員長、ありがとうございました。

それでは、質問をお受けいたします。御質問のある方は、御発声または挙手ボタンでお知らせください。

郵湧新報の園田さん、お願いします。

○記者 郵湧新報の園田です。お世話になります。

この法案が成立したことで、いろいろな生活サポート的な、いわゆるボランティア的とも言われていた業務が本来業務になったというところで、郵便局の可能性も広げられると思うのですが、今、まさに民営化委員会が3年ごとの民営化の検証をされている中で、こういうことをどのようにこれから反映されていかれるお考えでしょうか。その辺りをお願いいたします。

○山内委員長 今回の法律は議員立法だったわけですが、これについては総務大臣が会見で述べられていましたが、社会的環境の変化、少子高齢化や人口減少、過疎化が進んでいて、それが事業自体にどういう影響を及ぼすか。それから、それを取り巻く環境、情勢が変化することによって、どう対応していくのかということが問われていると認識しております。

それで、今お聞きになった内容から言うと、大きく言えば、我々の民営化委員会というのは、日本郵政全体、日本郵便経営の効率化、郵政三事業のユニバーサルサービスの確保、郵便局ネットワークの活用、こういう地域住民の生活の支援に取り組んでいくというのが基本的なスタンスとしてあるわけでありまして、その意味では、今御質問にあった本来業務に加えるということについては、まずそれがどういうものであるべきなのかということと、いかに効率的・効果的にやっていくのか、円滑に運営されるのか、この辺について我々なりに考えを示していきたいと思っております。

具体的な議論はこれからですので、内容についてはまた必要に応じてお話をしたいと思っております。

○記者 ありがとうございました。

○司会 それでは、ニッキンの大坪さん、お願いします。

○記者 よろしく申し上げます。

今回の議員立法は割と民営化の方向とは、今、委員長がおっしゃったように、事業の環境が少子化などが進んでいるということもあってかなり支援が必要だという方向性だとは

理解しているのですけれども、そうはいっても民営化から逆行ぎみの話も多いかなと思ったのですが、そういう視点からの今回の議法についてのコメントをいただければと思います。

○山内委員長　ありがとうございます。

これは本来民営化法があって2回目の改正となるわけですが、今申し上げたような社会状況の変化がある中で、私どもの解釈といいますか、そもそもから言うと、民営化法の本来の目指す姿に変化はないのだと思いますが、それに対して、今申し上げたような社会的環境の変化がどのようにあるのか、それに対して日本郵政としてどう応えていくのかについて、具体的な内容について変化があったのだと思っています。我々の立場としては、郵政民営化法本来の目的について基本的な変化はないものと理解しております。

一方で、今申し上げた追加的にといいますか、環境の変化によって求められるような新しい、これから日本郵政がやるべきことをいかに理解して、我々の立場からすれば、いかに効率的に社会の皆様の社会的厚生を増進していくかという観点が求められているのではないかと考えております。

特に今回は、ユニバーサルサービスの確保や上乗せ規制問題という具体的な問題も含むわけでありますが、基本的には日本郵政の民営化法の趣旨を踏まえた上で我々としても議論していくものだと考えております。

以上が私の考えでございます。

○記者　ありがとうございます。

もう一点だけ。今回の議法で、地域金融機関との連携も進めていったほうがいいのではないかと考えたのですが、その辺については今後この法律が施行された後、どういうふうに進むというか進むべきとお考えでしょうか。

○山内委員長　地域金融機関については、既にいろいろな形で連携することをお考えになっていらっしゃると思いますので、それを前提とした上で、どこまでどうだというのは、先ほども言いましたように、本来目的と効率化といいますか民営化がもたらす効果を勘案した上で、我々なりの判断といいますか我々なりの意見を述べていきたいと考えております。

○記者　ありがとうございました。

○司会　通信文化新報の方、お願いします。

○記者　通信文化新報の永見です。

今回の郵政民営化法の改正についてですけれども、郵便法の改正もあって値上げも割と実質的にしやすくなったということもあったり、それまでに整えた交付金、拠出金の2つで、日本郵政の郵便物が減ったりするものに対する対応策や窓口事業の支援みたいなことがこれまでの分で支えられていると思うのですが、今回650億を政府の株の収益とかそういったもので補填するということなのだと思いますけれども、これは今までの分の補填と、はっきり分からないのですが650億と書いてあったのですが、そこはどういうふうに使っていく

のかなと思うのです。例えば、このままで行くと郵便料金が高くなっていくのでその補填に使うのか、新しい事業をやる原資にするのか、そこら辺がはっきり分からないのですけれども、委員長はこれをどのように解釈されているのでしょうか。

○山内委員長 新しい交付金の650億の件ですけれども、まず確認しなければいけないのは、これは郵便局ネットワークを維持するためのお金として出されるわけであって、間接的には日本郵便にも関係するわけだけれども、ネットワーク自体を維持するためのお金と理解しております。

一方で、おっしゃるように日本郵便自体の経営問題、需要をはじめとする構造変化といったものがあるわけで、これについてはもちろん先ほどから申し上げているように郵政民営化法の趣旨にのっとって効率化をして対応していく。こういったことを我々なりに支援し、またお願いすることになろうかと思っております。ですので、今の御質問に直接お答えするのは、650億円で日本郵便を守るとか支援するとかそういう意識は持っておりません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 朝日新聞の藤田さん、お願いします。

○記者 朝日新聞の藤田と申します。よろしくお願いします。

今日の資料の中に法改正に伴う検証項目が3項目ありまして、このうち1項目、グループ組織の在り方、ネットワーク維持費用負担の在り方というのが総務省から要請を受けてということだと思います。法律のほうでは公布後2年をめどにこれらのことを検証するというふうになっていましたが、民営化委員会のスケジュールだと来春までにとも読めるのですけれども、この辺りのスケジュール感はどういうお考えなのか教えてもらってもいいでしょうか。

○山内委員長 私の理解としては、我々3年検証をやるわけで、今おっしゃったことについて我々が全く無視をして3年検証全体をすることはできないと思っております。法律の問題はそうではありますけれども、これは総務大臣から要請を受けているということもありまして、今回の検証に併せて議論を進めていくことだと思っております。これについて完全な結論が出るか出ないかというところは、進めていって、状況の変化あるいはほかの項目との関係で考えていくのかなと思っております。

○記者 分かりました。

ちなみに、残る2項目というのは法律の段階で委員会で検討してくれと記されていて、この2項目に関しては来春までに意見を出し、その意見に基づいて政府が方針を決めるという理解でよろしいですか。

○山内委員長 私はそういうふうに理解しております。

○記者 もう一点、検証スケジュールの中に関係団体のヒアリングが意見公募の後に出てきますけれども、いわゆる関係するとか金融業界、銀行や保険の業界団体というのは意見募集に入るのか、あるいはその後のヒアリング、あるいは両方に入るのか、この辺り

の整理を教えてもらっていいですか。

○山内委員長 これは我々としては広く意見を伺うことを基本と考えております。また、金融あるいは保険業界についても、恐らくパブコメの段階でいろいろ御意見を出していただけと思っておりますし、基本的にはその中で十分ではないことについて再度ヒアリングを行うことは私の頭の中では想定されているところであります。

○記者 分かりました。つまり、関係団体というところにそういうものも入るというイメージでいいですか。

○山内委員長 はい。おっしゃるとおりです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はありますでしょうか。ないでしょうか。

では、以上で会見を終了させていただきます。委員長、御出席の皆様、どうもありがとうございました。

○山内委員長 どうもありがとうございました。

以上